

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）

この明細書（付表）は、平成29年分以降に、青色申告者が平成30年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の4第1項（平成29改正前旧措法第10条の5の3第1項を含みます。）《雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に、旧措法第10条の5第1項から第3項まで《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除》の規定の適用を受けるときに使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、『雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「①」欄の金額を記載します。
- (2) 「②」欄には、『基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）』の「1の①」欄の数を記載します。
- (3) 「③」欄には、『特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（以下「旧措法10の5に係る明細書」といいます。）』の「⑧」欄の数を記載します。
- (4) 「④」欄には、『旧措法10の5に係る明細書』の「⑩」欄の数を記載します。
- (5) 「過年分雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、旧措法第10条の5の4第1項の規定の適用を受けようとする年（以下「適用年」といいます。）において、同法第10条の5第3項の規定の適用を受けない場合には、記載は不要です。
- (6) 適用年において旧措法第10条の5第3項の適用を受ける場合であって、かつ、適用年の前年又は前々年において、旧措法10条の5第2項の規定の適用を受けた場合における当該規定の適用を受けた年（以下「特定年」といいます。）において、事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数が異なる場合には、当該特定年に係る「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{当該特定年の雇用者給与等支給額} \times \frac{12}{\text{特定年において事業を営んでいた期間の月数}}$$

- (7) 特定年のうちに旧措法10条の5の4第1項の規定の適用を受けなかった特定年がある場合において、当該特定年に係る「⑨」欄には、適用年の『雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (8) 「⑬」欄には、『旧措法10の5に係る明細書』の「適用年」の各欄に記載した数のうち、旧措法第10条の5第2項の規定の適用を受けた特定年に係る同条第4項第5号に規定する特定業務施設に係る部分の数を記載します。
- (8) 「⑭」欄の数がマイナスになる場合は、当該数に代えて「0」を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の4、平成29改正前旧措法第10条の5の3、旧措法第10条の5、平成30年改正法附則65、平成29年改正法附則48